

労務単価等の上昇に伴う契約変更（工事）について

1 措置の概要

令和7年2月28日以前の公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）を適用して予定価格が積算された工事について、受注者は、建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）の定めに基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

2 具体的な取扱い

具体的な取扱いは次のとおり

- ・対象は旧労務単価を適用している工事（単価基本契約は除く）
- ・受注者は、新労務単価に基づく契約変更の協議を請求することができる。
- ・契約日等によって、次のとおり積算方法等が異なる。

（1）令和7年2月28日以前に契約を締結した工事

①工期の始期が令和7年2月28日以前のもの

- ・約款第24条第6項（インフレスライド条項）を適用する。
- ・残りの工期が2か月未満の案件は対象外とする。

②工期の始期が令和7年3月1日以降のもの

- ・約款第58条（補則）に基づく特例措置とする。
- ・ただし、積算にあたっては約款第24条第6項（インフレスライド条項）の規定を準用する。

（2）令和7年3月1日以降に契約を締結した工事

- ・約款第58条（補則）に基づく特例措置とする。
- ・請負代金額の算出方法は次式による。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}}^{\ast 1} \times k^{\ast 2}$$

※1 P新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

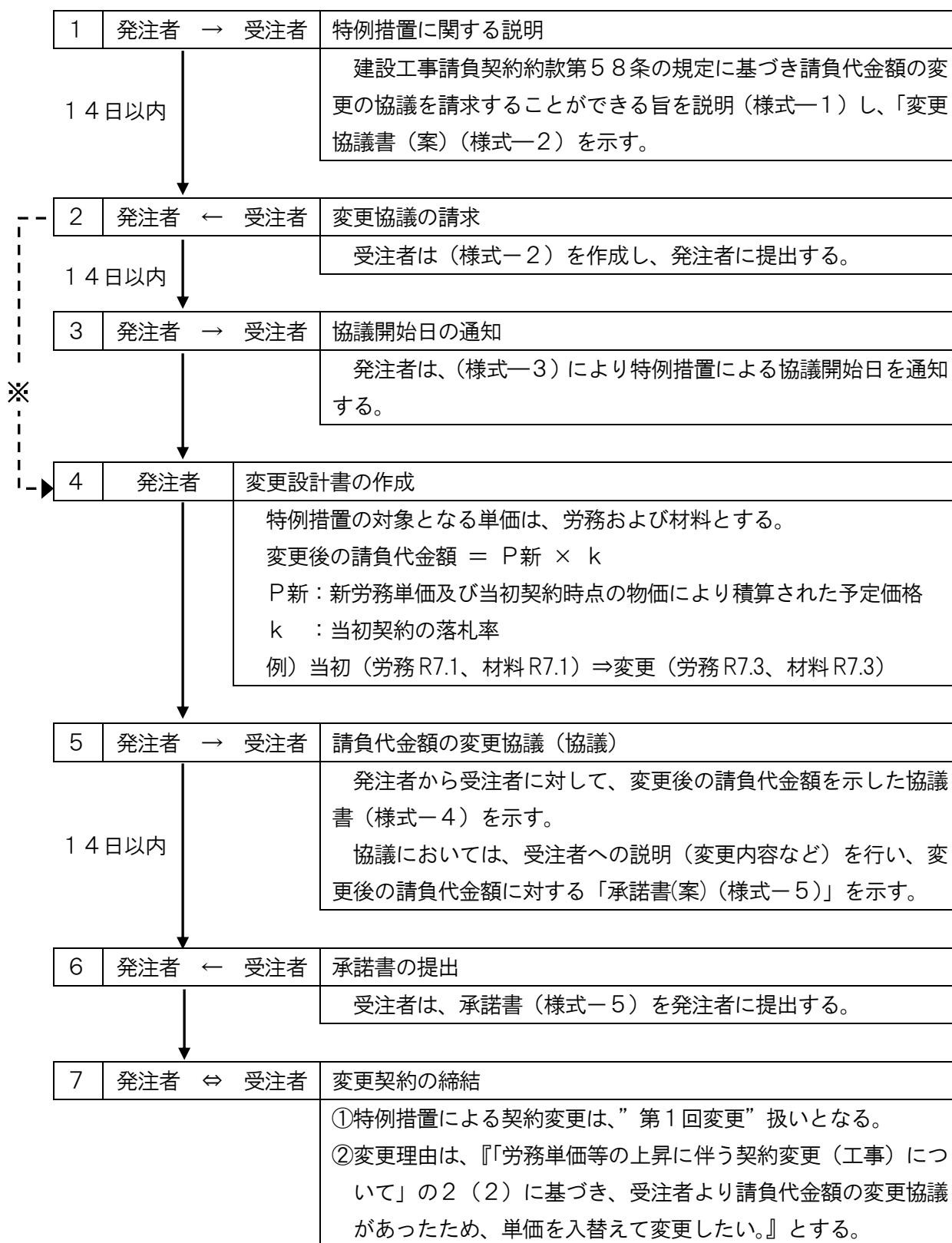
※2 k：当初契約の落札率

3 その他

上記2（1）の事務手続きについては、滋賀県の工事請負約款第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）に準拠することとする。

上記2（2）の事務手続きについては、別紙を参照のこと。

「労務単価等の上昇に伴う契約変更（工事）」の事務手続き



※変更協議の請求（手順2）から14日以内に請負代金額の変更協議（手順5）ができる場合は、手順3を省略することができる。

長浜市建設工事請負契約約款

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第24条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いた上、第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から14日以内に設定し、受注者に通知する。

(補則)

第58条 この約款に定めのない事項については、長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）その他関係諸法令に定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。